

# 消費税軽減税率制度等説明会のご案内

平成31年(2019年)10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

次の開催日程等のとおり、軽減税率制度の概要や制度への対応に係る支援制度などをテーマとした説明会を開催しますので、是非ご参加ください。

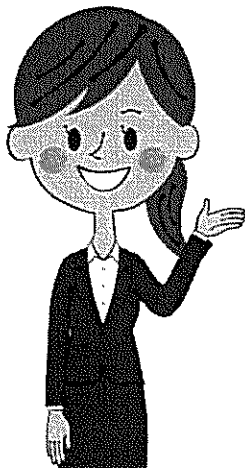
開催日時		開催場所	定員	主催者	お問合せ先
開催日	時間				
5月28日(火)	10:00~11:00	津税務署 別館 第一会議室 (津市桜橋2丁目99)	50名	津税務署 法人課税部門	津税務署 法人課税部門 (059-228-3131(代表)) (内線 611)
5月28日(火)	14:00~15:00	津税務署 別館 第一会議室 (津市桜橋2丁目99)	50名	津税務署 法人課税部門	津税務署 法人課税部門 (059-228-3131(代表)) (内線 611)
6月19日(水)	10:00~11:00	津税務署 別館 第一会議室 (津市桜橋2丁目99)	50名	津税務署 法人課税部門	津税務署 法人課税部門 (059-228-3131(代表)) (内線 611)
6月19日(水)	14:00~15:00	津税務署 別館 第一会議室 (津市桜橋2丁目99)	50名	津税務署 法人課税部門	津税務署 法人課税部門 (059-228-3131(代表)) (内線 611)
7月4日(木)	10:00~11:00	津税務署 別館 第一会議室 (津市桜橋2丁目99)	50名	津税務署 法人課税部門	津税務署 法人課税部門 (059-228-3131(代表)) (内線 611)
7月4日(木)	14:00~15:00	津税務署 別館 第一会議室 (津市桜橋2丁目99)	50名	津税務署 法人課税部門	津税務署 法人課税部門 (059-228-3131(代表)) (内線 611)

※ 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。

- 会場の収容人員の都合により、ご出席いただけない場合もございます。
- 説明会終了後、簡単なアンケートを実施しますので、筆記用具をご持参ください。
- 駐車場の施設が限られていますので、車でのご来場はご遠慮ください。

開催日時		開催場所	定員	主催者	お問合せ先
開催日	時間				
8月6日(火)	10:00~11:00	津税務署 別館 第一会議室 (津市桜橋2丁目99)	50名	津税務署 法人課税部門	津税務署 法人課税部門 (059-228-3131(代表)) (内線611)
8月6日(火)	14:00~15:00	津税務署 別館 第一会議室 (津市桜橋2丁目99)	50名	津税務署 法人課税部門	津税務署 法人課税部門 (059-228-3131(代表)) (内線611)
9月18日(水)	10:00~11:00	津税務署 別館 第一会議室 (津市桜橋2丁目99)	50名	津税務署 法人課税部門	津税務署 法人課税部門 (059-228-3131(代表)) (内線611)
9月18日(水)	14:00~15:00	津税務署 別館 第一会議室 (津市桜橋2丁目99)	50名	津税務署 法人課税部門	津税務署 法人課税部門 (059-228-3131(代表)) (内線611)

## 消費税の軽減税率制度への対応には準備が必要です!



2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度への対応には、事前準備に相応の時間が必要な場合があります。早めの準備をご検討ください。

標準税率10%と、飲食料品に係る軽減税率8%について

- 帳簿・請求書等を税率ごとに区分して記載することが必要となります。
- レジや受発注システム・会計システム等の導入・改修・入替えが必要になることがあります。

### 軽減税率制度に関する情報

国税庁  
ホームページ内

消費税の軽減税率制度  
軽減税率制度について詳しく知りたい方はこちらへ



軽減税率制度の説明会を全国で開催しています。  
ぜひご参加ください。

開催日時、  
場所については [軽減税率説明会](#) [検索](#)



### 軽減税率制度に関するお問合せ先

消費税軽減税率電話相談センター  
(軽減コールセンター)

【専用ダイヤル】0570-030-456

### 軽減税率対策補助金に関するお問合せ先

軽減税率対策補助金事務局 【専用ダイヤル】0570-081-222

URL <http://kzt.boj.go.jp/>